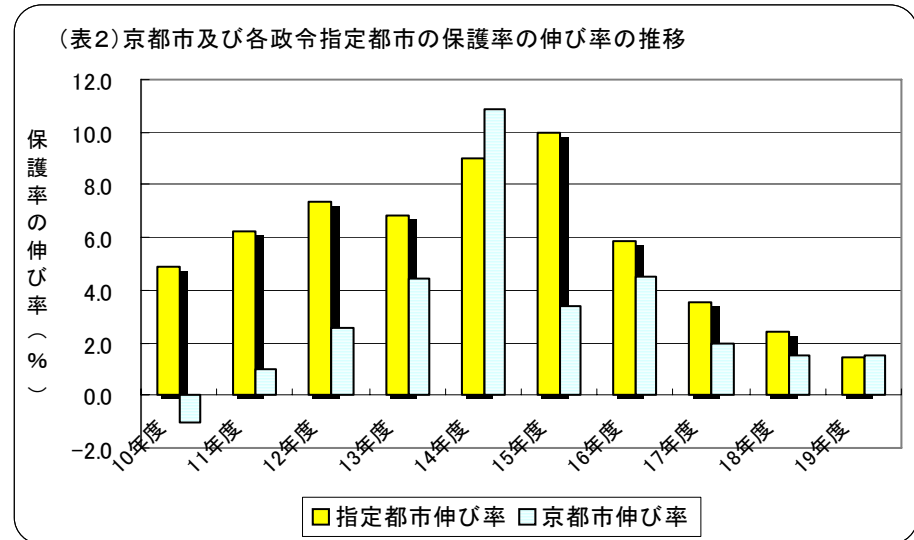
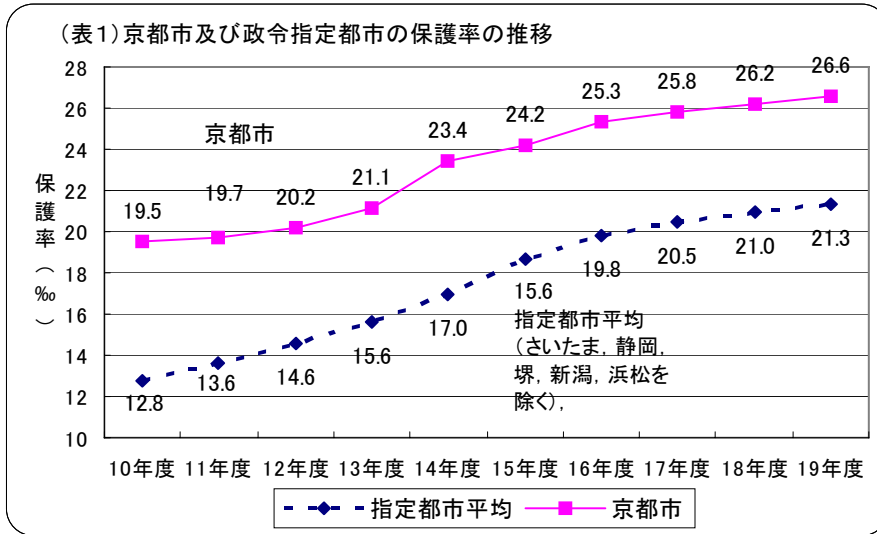


京都市の生活保護の概況

- (1) 京都市の生活保護の概況について、直近（平成20年12月）においては、被保護世帯数27,028世帯、被保護人員39,861人、保護率は27.1%（%（パーミル）=1/1000）となっている。保護率については、平成10年5月の19.4%を境に上昇傾向となっており、他の指定都市との比較においては、平成20年3月時点で3番目に高位（※①大阪市：43.7% ②札幌市：28.4% ③京都市：26.8%）である。
- (2) 景気の回復や雇用情勢の好転等による影響が大きいものの、標準数を上回るケースワーカーの配置などの実施体制の整備及び福祉事務所における適切な制度運営に対する組織的な取組等の結果、京都市の近年の保護率の伸びについては、平成15年度以降鈍化し、近年保護率は微増傾向で推移してきている。



(表3) 各政令指定都市の保護率（平成20年3月時点）

札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	新潟市	静岡市	浜松市
28.4	11.6	9.4	13.6	14.2	18.2	10.1	7.7	4.6
名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市	指定都市平均
12.8	26.8	43.7	24.7	26.6	16.4	14.5	19.8	19.9

(3) 京都市の保護率が高い要因としては、①高齢化率や高齢者単身借家率が他政令指定都市に比べ高いこと、②他都市に比べ正社員率が低くパート等就業率が高いこと、③低所得世帯の割合が指定都市中、3番目に高いことなどがあげられる。

①高齢化率及び高齢者単身借家率

		京都市	指定都市平均	指定都市中順位
高齢化率	H17	19.9%	17.9%	高5番目
高齢単身借家世帯比率	H17	4.0%	3.8%	高6番目

高齢単身借家世帯比率 = 高齢単身借家世帯数 / 住宅世帯数

②京都市の正社員率及びパート等就業率

	正社員	パート等
H9.10	64.6%	22.9%
H19.10	54.8%	27.4%
都市中順位	低1番目	高1番目

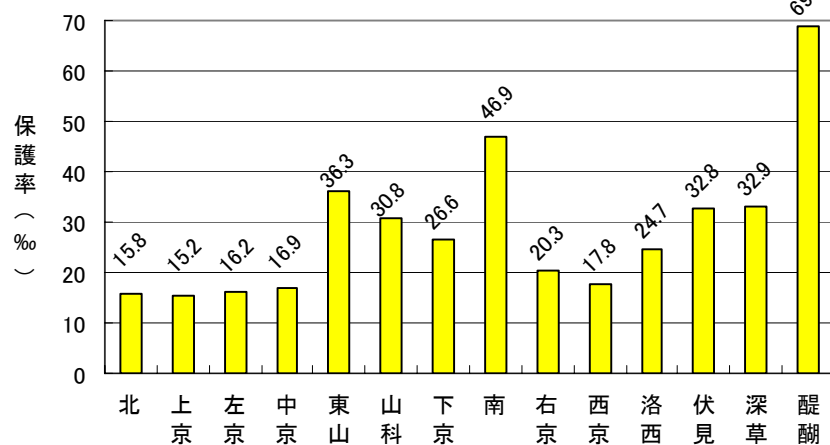
③低所得（年間200万円未満）世帯割合

	京都市	指定都市平均	指定都市順位
H5	19.9%	17.0%	高3番目
H19	24.7%	19.7%	高3番目

(4) 福祉事務所別に平成19年度の保護率を見ると、高い順で醍醐(69.0%)、南(46.9%)、東山(36.3%)、低い順で上京(15.2%)、北(15.8%)、左京(16.2%)となっており、概ね周辺区は高く、中心区は低い状況になっている(表4)。

(5) 京都市の保護受給世帯を世帯類型別(高齢世帯、母子世帯、傷病世帯、障害世帯、その他世帯)にみると、他の政令指定都市に比べ母子世帯の割合が高く、傷病世帯の占める割合が低いことが特徴としてあげられる。

(表4)各福祉事務所 保護率の状況



(表5)京都市の世帯類型別保護の状況(平成19年度)

	高齢	母子	傷病	障害	その他
京都市	11,662世帯	3,364世帯	4,882世帯	3,140世帯	3,261世帯
	44.3%	12.8%	18.6%	11.9%	12.4%
指定都市平均	45.3%	9.5%	22.3%	11.7%	11.2%

高齢世帯・・・65歳以上の者のみで構成されている世帯

母子世帯・・・配偶者のいない65歳未満の女子と18歳未満の子で構成されている世帯

傷病世帯・・・世帯主が傷病のため働けない者である世帯

障害世帯・・・世帯主が障害のため働けない者である世帯

その他世帯・・・上記以外の世帯

<生活保護受給者の住居確保についての課題>**要援護者のニーズを満たす住居確保の困難性**

高齢者や障害者等の要援護者については、それぞれのニーズを満たす安全で安定した住居を確保することが望まれるが、実際にはそのような低家賃住宅を探すことが難しい。

保証人の確保

民間借家は入居契約に際し保証人を必要とする物件がほとんどであるが、生活保護受給者の中には、保証人が見つけれず、適当な物件があっても契約に至らない場合がある。

住宅扶助基準額と居住スペースの問題

京都市の場合、住宅扶助費として支給できる一箇月の家賃の上限は、平成20年度の場合、単身世帯で42,500円、二人以上の世帯で55,000円、七人以上の世帯では66,000円となっているが、母子家庭等で世帯の人数が多い場合、住宅扶助基準額の上限以下の家賃で十分な居住スペースのある民間住宅の物件を確保することは相当に困難である。

生活保護から自立する場合の家賃負担

民間借家に居住している被保護世帯が就労収入や年金収入等を得たことにより生活保護から自立しようとした時、高額な家賃が負担できないために自立できない場合がある。